

会 議 録

会議名		令和3年度 第4回 小金井市学童保育所運営協議会
事務局 (担当課)		児童青少年課
開催日時		令和3年7月27日(火) 19時00分～19時45分
開催場所		オンライン会議
出席者	委員	鈴木委員長、下田副委員長、大澤委員、中山委員、鈴木委員、松川委員、田畑委員、坊本委員、田口委員、沢村委員、大島委員、大村委員、馬場委員
	事務局	野村学童保育係長
会議次第		<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 今年度予算要望の検討状況（進捗）【資料 3-12】</p> <p>(2) 委託要件の検討</p> <p>(3) 大規模災害時の学童の対応、学童において災害時の対応（行動指針や連絡方法等）に関する確認について【資料 3-13】</p> <p>(4) その他</p> <p>3 閉会</p>
配布資料		<p>【資料 3-12】 個別要望事項回答</p> <p>【資料 3-13】 R3入所のしおり（統合版）</p>
議事		<p>1 開会</p> <p>・鈴木委員長からの開会挨拶、議題の紹介</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 今年度予算要望の検討状況（進捗）【資料 3-12】</p> <p>(学)</p> <p>4月にもご説明顶きましたが、昨年要望を挙げていたものが今年度どうなるのか、実行有無について確認させてください。</p> <p>(市)</p> <p>事務局から説明させていただきます。</p> <p>1 【共通要望事項】</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染拡大防止の継続 新型コロナウイルス対策用マスク、保育用具消毒用アルコールなどの感染防止策に係る消耗品費について、レベルアップで予算措置しており、引き続き感染対策に努める。</p> <p>→ 必要に応じて、消耗品・医薬材料費の発注をしており、その中で手指消毒薬、アルコール、ハンドソープ、子ども用マスクなどを購入しており、感染対策に努めております。</p> <p>(2) 学童保育所と保護者の連絡体制強化</p>

学童保育所から保護者への情報伝達手段を確保し、緊急時に保護者の連絡体制強化を図るため、メール配信サービス委託料を予算措置しており、現在必要な手続きを進めているところである。

→ 8月実施を目指し、調整中。

(3) 本要望書にかかる対応について（施設修繕・維持管理）

ほんちよう学童保育所について、男女別となっていない二階のトイレを男女別化することも含めて改修する予定である。児童館のトイレ改修と併せて、都の補助金を活用し、洋式化を進める予定である。

→都の補助金の調整に時間を要しており、秋頃に入札、その後、工事を予定。

(4) その他、まえはら学童保育所のエレベーターの修繕

→ 契約済です。今後、日程を調整します。

(5) 施設により天井にビルトインされた空調など、一般家庭に設置されたエアコンと違い専門家に依頼して実施する必要がある施設の点検なども予定。

→【資料 3-12】のうち、たけとんぼ、みなみ学童部分を参照ください。

(6) まえはら暫定第三学童保育所のパソコンルーム（かなでルーム）の網戸設置について、昨年度末から個別に要望を受けていた件です。もともとパソコンルームということもあり、網戸がなく学童を運営する中で、換気をするうえで網戸の設置が求められておりました。

→7月20日に教育委員会庶務課から連絡があり、7月21日に網戸を設置しますとのことで報告を受けました。

(7) 学童の大規模化について（環境改善）

→第1回の運営協議会で、次のとおり説明させていただきました。

「大規模化の対応については、様々な手法を検討しているところであり、抜本的な解決策を現時点では明確に答えられない点を理解いただきたい。令和2年度はたまむし、令和3年度はさくらなみ、まえはら、みどり学童保育所について、既存の学童保育所施設の他に市内小学校内にある特別教室等を4月1日から借用して運営を開始したところである。

今後の全体的な大規模化解消策の考えとして、①学校施設内の施設併用利用、②民間施設・民設民営といった民間活力、③施設建設の以上を基本的な考えとしているが、市では公共施設個別計画及び学校施設長寿命化計画を策定しており、対象施設の整備の関係もあり、学童保育所を単独で建設する

ことは困難な状況であり、引き続き学校施設の使用に向けて取り組んでいくと共に民設民営補助金の制度化を進めていきたい。」

現時点の状況についてですが、教育委員会職員と学童の状況、学校施設の状況などについての情報共有を図っております。また、民設民営の制度化に向け他市状況調査は完了し、7/26に他市視察、引き続き制度化に向け検討を進めているところです。

2【個別要望事項】

(1) 個別要望事項については、多岐にわたる要望を頂戴したため、主だったものについて、報告させていただきます。

→【資料 3-12】をご覧ください。

今年度予算要望の検討状況・進捗状況についての説明が終了しました。事務局補足説明など有りますか。なければご質問いただければと思います。

(学)

例年、上げられた要望のうち、どの程度の割合が実現されているのでしょうか？

(市)

具体的な件数など、細かい情報は持ち合わせていないのですが、毎年、委託所を含む指導員から上げられる要望と運営協議会で上げられる要望があり、それらすべての予算を実現することは難しいため、その中で事務局で優先順位つけて絞り込んだものを要求しています。要求したうえで予算がついたものが実現しています。

(学)

優先度が高くなる基準などはありますか？

(市)

例えば、エアコンが壊れてしまった、備品の冷蔵庫が壊れかけているなど、緊急性のあるものから予算要求していきます。

老朽化した備品は大変多いので、各所ごとに優先順位をつけてもらっています。消耗品などもあり、緊急性のあるものほど優先度が高くなっています。

(学)

反対に、事務局として要求に含めにくいタイプの要望や、市や議会で要求が認められなかった具体的な事例などはありますか？

(市)

エアコンの大きな入れ替えや、施設の内装工事、トイレ改修などは、全部要求して通るかというとなので、順序をつけています。財政当局と、どこまでの予算をつけるかヒアリングを行ったうえで予算の内示を受けている経緯がありますので、議会では質疑をうけたうえで認めてもらっています。

(学)

優先順位をつけ、例年の予算規模の範囲内で要求することになるのでしょうか？

(市)

例年、非常に多くの要望があり、すべてを予算要求してもなかなか通らない現実があるため、今年通らなかった場合に来年に回せるかどうか検討しながら、要求しています。児童青少年課の予算規模を基準に選定しているということでもなく、どうしても必要と考えられるものについては財政当局に強く要求しています。

(2) 委託要件の検討

(学)

今後要件検討の方向性として、どのような内容が修正や追加になりそうか。現時点でお話できる範囲でご説明頂きたい。

(市)

事務局から説明させていただきます。

(1) 検討の方向性

(2) 無資格の補助員

ア 保育の質の維持への懸念

(1)(2) ア 前回の協議会にて、委託仕様の見直し検討をしている「補助員（無資格者）」について、お話しをさせていただいたところ、保育の質の維持に関するご懸念がございますので、ご説明いたします。

近年、直営所及び委託所ともに職員採用（有資格者）の応募が少なく大変苦慮している状況です。

他市に確認したところ、補助員（無資格者）を採用している自治体がほとんどで、資格職のみに縛りをかけているのは小金井市だけでした。

保育の質の維持につきましては、まずは人がいなければ安全・安心な保育ができなくなることはご理解いただけたと思います。

現状では資格を持った指導員が運営に当たり、児童の育成支援を行っており、条例上指導員1人は必ずおく状況ですので、補助員（無資格者）が一人に対応することは無く、保育の補助及びおやつのお片づけや清掃等施設の管理を行うなど、

あくまでも補助としての動きを担っていただくことによって、児童が安全・安心に過ごすことができるようになり、保育の質が担保されるものと考えております。具体的な補助員（無資格者）の業務については、現段階では、現場の指導員と内容を詰めている状況です。

また、会計年度任用職員（時間額制）の補助員を採用する場合などは、指導員との面談やレクレーションなども実施しながら人となりを見て学童向きの職員であるかを見極めた上で採用するとか、無資格者と言っても、例えば「大学・専門学校（学校教育法で定める）で教育・保育・児童福祉を専攻している」とか、「子育て経験のある者」、「児童福祉施設での勤務経験がある方」を優遇することなども含め、現在、検討をしているところです。さらに、採用後に学童保育に関する研修参加なども検討しております。

このように人材を確保し、研修に参加することで保育の質を担保することに繋がるものと考えております。

イ 正規職員の処遇改善が必要

→ 令和2年度より会計年度任用職員制度（月給制・時間額制）がスタートし、これまでの非常勤嘱託職員及び臨時職員は会計年度任用職員制度（月給制・時間額制）が導入され、一定条件を満たした者に対してボーナスが支給されるなど処遇改善が行われているところです。

運営委託については、プロポーザル選考時に市が提示する委託費の上限額に対して、向う5年間の運営経費を見込んで応募、また、選考の過程で賃金水準等も考慮していることから、原則、5年間の中で運営委託料の変更は難しいものと考えており、変更を行う場合には、改めてプロポーザル選考を行う必要があると認識しております。なお、先程の補助員と処遇改善に関する各市の状況などは、今後資料をまとめ次第、別途説明させて頂きたいと思っております。

委託要件の検討に関する内容になります。

(1) 検討の方向性

(2) 無資格の補助員

ア 保育の質の維持への懸念

イ 正規職員の処遇改善が必要

以上の説明が終了しました。

事務局補足説明など有りますか。なければご質問いただければと思います。

(学)

「5年間の中で運営委託料の変更は難しいものと考えており、変更を行う場合には、改めてプロポーザル選考を行う必要がある」ということですが、向こう5年間は賃金変更を行うこと

が難しいということでしょうか？

(市)

委託料は、毎年の昇給も考慮し、5年で均した形で設定されている状況であり、5年間で昇給が実施されていることもありますので、5年間の途中で委託料を改正するのは難しいと考えていますが、処遇改善に関するいろいろな補助金のメニューもありますので、そのあたりが取り込めるか否かを検討している状況でもあります。

(学)

処遇改善の必要性はあると感じており、あらためてプロポーザルをすれば可能と理解しましたが、あらたに行うプロポーザルでも5年の枠の中で変更はできないということでしょうか？

(市)

5年間は同じ金額で行くということになりますが、5年たったあとは、仕様書などを見直し、新たなプロポーザルを行なって業者を決めていくこととなります。これから皆様に仕様書のたたき台をお示ししますが、その仕様書の内容に沿って、業者側が金額的にどれ位でできるかというところで競争をしていくということもあります。このような形で、5年経っての見直しも一部はあるかと思えます。

(学)

児童数の増減も見込んだうえでの賃金・経費となっているのでしょうか？

(市)

児童数が増えた場合についても、仕様の内容で、児童数何人までの場合は指導員何人ということを入れていますので、たとえば80人、一所分児童数が増えた場合には、その分委託料を増額して対応できるようになっています。

(学)

無資格の補助員さんに関する委託要件の変更を検討するにあたり、どこの学童でどれだけの職員の欠員が出ているのかという情報をいただけないでしょうか。また、無資格の補助員さんの採用について、委託業者さんからの要望があるのでしょうか？

(市)

さくらなみ学童で、会計年度任用職員（月額制）の年度途中の退職により1名の募集をしているがなかなか応募が無い状況、たまむし学童の障がいを持つ児童のための加配の会計年度任用

職員（時間学制）が1名欠員している状況、夏休みの期間中に各所に派遣するために3名を募集しているが、見つかっていないという状況があります。

従前から、二社の委託業者より補助員を入れて欲しいとの要望があったことから検討を始めている状況です。

委託業者さんも職員の配置には苦慮していると聞いています。他の自治体で実績のある業者ですので、小金井で受託するときに「全部資格職ですか？」というご質問をいただいたこともあります。ですから、市では他市の状況を委託所の施設長さんに状況を聞いています。また、市直営の保育所の指導員の間で無資格の補助員をどうすべきかについて検討しています。

（学）

現在の資格職の職員の資格要件は、どのようになっていますか？

（市）

たとえば、保育士免許ですとか教員免許などが代表的なところですが、まずは資格として保育士や教員の免許が必要で、東京都の放課後児童支援員という研修を修了するところまで、要件として入りますが、支援員研修の修了に関してはみなし規定を設けており、現状研修の修了をしていなくても問題はありません。募集では、資格を持っている方を対象としているため、保育園などに人が流れてしまうこともあり、なかなか学童に人が集まらないという状況だと思います。

（学）

一定の有資格者の人数を確保したうえで、サブとして無資格者を認める、といったように、守るべきところは守って欲しいという意見が父母から出ています。

（市）

今の考えでは、基本配置の職員は資格職を置くと考えていますので、必ず資格職1名は配置されているという状況で、その補助員として無資格の方に入っていただくというイメージをしています。現在は有資格者だけの雇用となっています。

（学）

他の市の状況と比較して、小金井市のように、有資格者のみであることのメリットがわかれば教えてください。他市の状況もわかりましたら教えてください。

（市）

理想は全員有資格者なのですが、募集してもなかなか集まらない状況があり、人員が欠けている状況で安全な保育ができる

のかという観点から、見守りをしてくれる補助員がいてくれたほうがより安全な保育ができるだろうという考えに基づいています。資格職のほうが理想だと思ってやっていますが、なかなか来ていただけない中で、たとえば大学生で子供に関わる仕事をめざしている学生さんを補助員として入れて、職場を知ってもらったうえで、将来的に学童ではたらきたいというふうに繋げてもらえてもらえると良いかな、という話もよくあり、目指しているところが一致すれば、条件のなかでそのような大学生などにも来ていただけるとよいと思っています。他市状況の調査は完了してしまっていて、まだまとめきれていないのですが、25市に調査をし、うち22市が補助員を導入しているという状況です。まとめたら皆様にもお示しできるものをお示ししたいと思っています。

(学)

資格職に対する補助員の人数の割合について現在のお考えはありますか？

(市)

基本的には資格職の方という考え方を持っていますので、欠員が埋まらない場合に、例えば先ほど申し上げた加配の職員というところで補助員という形で入っていただくといったところで考えていますので、割合的にはかなり少ない、多くはならないと思っています。条例上は、児童40名に1人は資格職を配置するという条項があるので、その補助として入ることになると思います。

(学)

学保連として懸念しているのは、必ずしも補助員が入ること自体が問題になるということではないと思いますが、現状と比較して保育の質がきちんと維持されるのか、ということが気にしているところなので、他市での実績に関しては、補助員を入れたことによるデメリットや課題も含めて、引き続き情報共有いただきたいと思います。

(市)

メリットだけではなくデメリットもということで、他市の状況もわかる範囲で、お答えできる範囲でお答えできればと思いますので、少々お時間をください。

(3) 大規模災害時の学童の対応、学童において災害時の対応(行動指針や連絡方法等)に関する確認について【資料 3-13】

(学)

大地震や台風等々、昨今の災害は以前にも増して被害が大き

いものになっており、学校や家庭ももちろんですが、日頃からの備えをしっかりとしておく必要があります。学童において災害時の対応（行動指針や連絡方法等）はいかがか。

(市)

事務局から説明させていただきます。

→ 行動指針の関係についてです。

【資料 3-13】をご覧ください。

皆さん毎年入所申込の際に確認をさせていただいていると思いますが、令和3年度の入所申込資料、「令和3年度小金井市立学童保育所 入所のしおり」6ページの(3)安全対策③災害発生時の対応に関する内容を掲載させて頂いておりまして、「大地震の時、警戒宣言発令時、台風の接近時、大雪の時などは、児童の安全を確保するため、保護者に引き取りをお願いすることがあります。」としています。また、入所のしおりの後ろの方のページにも「災害時の対応について」両面刷り2ページの「保存版」があります。ここに記載されているのとおり「災害時に備え、小金井市立の学童保育所ではあらかじめ別紙のように対応を決めております。また、本資料の最後にある「災害時のアンケート」にご記入の上、学童保育所まで期日中にご提出ください」とありますが、このアンケートを元に緊急時の降所対応などに活用させていただいているところです。他にも日頃、運営基準と呼んでおりますが、正式名称は小金井市放課後児童健全育成事業学童保育所運営基準ですが、11ページ以降にも緊急時の対応が掲載されております。また、小金井市立学童保育所緊急対応マニュアル（令和元年5月改訂版）などがございまして、これらに基づいて指導員は対応に当たるものとしております。なお、委託所につきましても、委託仕様書中の法令等の遵守の項目に掲載されておりますので、直営所と同様に運営基準やマニュアルに沿った対応を行うことになっております。連絡方法等につきましては、指導員から説明します。

→ 連絡方法等について

まず、保護者の迎えが一番ではありますが、東日本大震災の経験を元に、保護者以外の方で早めに迎えに来られた時に引き渡せる方がいれば、前もってリストに書いていただくこととしました。災害当日は電話連絡がつかないことが前提ですので、祖父母とか友だちのお母さんとか、頼める人がいれば書いてもらうこととしました。未記入でも構わないとしております。早めの降所は、集団降所時間に風雨が強まって危険になる予測があるとき（台風など）、早めに降所するよう課より指示が出ると思います。その時にそのまま集団で帰し

ていいのか、お迎えにするのかを前もって聞いておくことにしています。この場合は当日の連絡も可能なので、心配な方は電話などで連絡くださる場合もあります。これにつきましては、今後メールシステムが導入されれば、保護者に連絡が行きやすくなり問題が解決されるものと思われます。以上です。

大規模災害時の学童の対応、学童において災害時の対応（行動指針や連絡方法等）に関する確認に関する内容になります。行動指針の関係と連絡方法等についての説明が終了しました。事務局補足説明など有りますか。なければご質問いただければと思います。

(学)

災害時のための訓練は実施されているのでしょうか？

(市)

学期に1回、避難訓練を行っています。地震、火事、不審者を想定して学期に1回避難訓練を実施しています。職員はマニュアルに基づいて訓練をしています。

(学)

緊急時の避難の方法などは、保護者に共有されているのでしょうか。

(市)

入所のしおりを入所時に保護者全員に配布しており、この時に「災害時の対応について保存版」に対応方法など記載があります。

その他

(市)

その他になります。何かございましたらお願いします。

(学)

あかね学童で、施設の雨漏りの対応について5年ほど前から対応の要望があるものの、対応していただけていない状況であり、施設工事のための積み立てをおこなうなどの対応はしていただけているのか、対応状況を教えてください。

(市)

雨漏りの件は、施工業者および建築に関わる部局と毎回相談させてもらい、対応について検討している状況ではあるのですが、根本的な改修をどうするかという所まで至っていない状況です。忘れていたわけではなく、何かの際に改修できないかと

考えていますが、雨漏りの改修となると、屋根のどこからきているのかも確認していかなければならないというところがあり、すぐにというのが難しい状況です。

(学)

対応するとなると、大規模なため費用などがかかるということが理由なのですか？

(市)

大きな改修になる可能性もありますので、施設の個別計画などいろいろなものがありますので、その計画の中で改修していくかということもあり、現在資料がすぐ出てこないのも明確なお答えができないのですが、改修に向けては、各施設の個別計画の中で動いているということでご理解ください。

(市)

他になれば、次回の運営協議会日程についてです。前回の会議で、今年度から協議会の開催日は第4週の火曜日とさせていただきます。(例：第4火曜日の19時～21時とか)

次回、令和3年8月24日火曜日19時～になります。

また、会の開催の方法ですが、(①リアル開催とウェブ開催の同時開催、②ウェブ開催、③書面開催などがあります。)新型コロナウイルス感染症、まん延防止等重点措置の状況や議会日程や会議室の空き状況等もございますので、会の開催方法につきましては、副委員長と調整させていただきます。

3 閉会

(市)

以上で本日の議題は修了になります。令和3年度第4回小金井市学童保育所運営協議会を閉会いたします。ありがとうございました。